

山形県医療情報ネットワークの広域連携にかかるQ & A
【H31. 3. 1 版】

※ 当Q & Aは、「山形県医療情報ネットワークの広域連携に関する協定書」についての一般的な疑義解釈や運用についてお示しするものであり、各協議会間で個別に協議のうえ運用ルール等を定めることを妨げるものではありません。

<全般>

Q 1 広域連携の場合の患者登録の流れはどうか。

A 1 基本的には、各協議会における運用と変わりません。標準例を別添①②のとおりお示しします。

Q 2 他地域の医療情報ネットワークに情報開示病院として参加している場合、広域連携協定の適用はどうか。

例) 県立中央病院がもがみネットに情報開示病院として参加しているケース

A 2 協定書第 12 条第 2 項により、アクセスの許可を受けた協議会の運用規程に従うこととなります（上記例では、最上地域協議会の運用規程に従う）。

Q 3 広域連携協定の締結以前に、個別協定により病院間や地域協議会間等で合意した事項について、広域連携協定後はどのように取り扱うこととなるか。

例) 診療情報の利用者について、個別協定により医師・歯科医師以外に看護師や事務局職員も利用可能にしているようなケース

A 3 個別協定の締結について、それぞれの地域協議会が了承している場合は、個別協定による合意事項が優先されます。広域連携協定後に締結した個別協定も同様となります。

<第7条関係>

Q 1 第 6 条第 2 項に「連携利用者は、広域連携によるネットワークで取得した診療情報について適正な利用に努めるとともに、診療及び説明目的での利用、閲覧以外に複製、公開、提供してはならない。」とあるが、診療及び説明目的で患者の同意がある場合であっても、第 7 条（3）の規定により、広域連携によるネットワークで取得した診療情報を印刷して患者へ手交することは禁止されるのか。

A 1 患者が外部へ持ち出すことを前提に、広域連携によるネットワークで取得した診療情報を印刷して患者へ手交することは、患者同意があっても、第 7 条（3）の規定によりできません。

<第8条関係>

Q 1 他地域の情報開示病院と連携する場合、患者同意書はどちらの協議会の様式にて取得することとなるか。

Q 2 (情報開示病院の場合で) 他地域の施設(病院・診療所)と連携する場合、患者同意書はどちらの協議会の様式にて取得することとなるか。

A 1・2 第8条第2項では、「同意書の取得は、当該患者について広域連携する協議会のいずれかにて取得することができる」と規定されていることから、原則として、どちらの協議会の様式も使用可能です。

ただし、村山地域と連携する場合については、診療情報開示期間が連携パターンによって異なる(Q3参照)ことから、同意書の取得にあたり、開示期間について患者へ誤解の無いよう説明する必要があります。(別添「③村山地域と連携する場合」参照)

<運用例>

① 村山地域の診療所等と他地域の情報開示病院が連携する場合

⇒ 開示期間は無制限となることから、村山地域の同意書を用いる場合は、「診療情報を利用できる期間」に関する記載部分を二重線で削除するなどした上で、患者へ開示期間について誤解の無いよう説明する必要があります。

② 他地域の診療所等と村山地域の情報開示病院が連携する場合

⇒ 開示期間は5年(期間中の利用時に5年延長)となることから、村山地域以外の同意書を用いる場合は、必要に応じて開示期間を追記するなどした上で、患者へ開示期間について誤解の無いよう説明する必要があります。

③ 村山地域の情報開示病院と他地域の情報開示病院が連携する場合

⇒ 開示期間は5年(期間中の利用時に5年延長)となることから、村山地域以外の同意書を用いる場合は、必要に応じて開示期間を追記するなどした上で、患者へ開示期間について誤解の無いよう説明する必要があります。

※ なお、平成31年度以降、置賜地域においても診療情報開示期間が村山地域と同様に5年(期間中の利用時に5年延長)と設定される予定です(広域連携への反映については今後検討予定)。

Q 3 第8条第4項ただし書きの、診療情報開示期間が5年となる「村山地域医療情報ネットワーク協議会で登録した患者」の範囲は。

A 3 その患者について、村山地域の情報開示病院が連携施設となっている場合(別添「③村山地域と連携する場合」のパターン②③)となります。

※ なお、平成31年度以降、置賜地域においても診療情報開示期間が村山地域と同様に5年(期間中の利用時に5年延長)と設定される予定です(広域連携への反映については今後検討予定)。